

今回の6月定例会では、異例の一般質問辞退（全員協議会で全員一致できず表決賛成8＝多数）となった。準備していた質問は9月定例会に持ち越すことになり、通常の定例会のピリピリ感がない会期になった。

国の法律改正に伴い、市町村の条例の整合性をとるための条例の改正はその都度上程される。定例会直前の5月27日の全員協議会の場で議案の説明を受け、議会運営委員会に諮られ開会日6月2日に即決議案とされ、当日全員一致で可決された。

既に議決した議案31号を深読みしてみた。再々度、議案を確認すると**実施日が5月25日**。議会での説明の前々日。**議決は6月2日**。税務課に確認した。議決後に『（日付を）遡って適用』という。そういえば、コロナ対策の給付金の対象の規定にもよくある表現）

議会に上程された議案説明文（抜粋、一部加筆）

## 6月議会 議案第31号

### 手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年6月2日提出 本会議で即決

#### 手数料条例の一部改正についての概要

##### 1 条例改正の経緯

①「デジタル手続法」（令和元年法律第16号）が令和元年5月31日に公布されたことにより、併せて「住民基本台帳法」や ②「マイナンバー法」が一部改正されたため、関連する規定の整備を目的として当村の「手数料条例」の改正が必要となりました。

##### 2 条例改正の概要

###### ① 住民基本台帳法関連

・本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、「**住民票の除票**」及び「**戸籍の附票の除票**」の保存期間を**5年間から150年間へ延長**できるよう政令改正が行われました。それにより、豊丘村手数料条例の別表に除票を追加することとしました。

###### ② マイナンバー法関連

・デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を拡大・促進するため、「**通知カード**」と**記載事項変更等の手続きを廃止**するよう政令改正が行われました。それにより、**通知カードの再交付手続き料が不要となり削除**することとしました。

**実施日：令和2年5月25日**

「デジタル手続法」（令和元年法律第16号）（正式名称）「**情報通信技術の活用による行政手続き等の係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律**」

「マイナンバー法」（正式名称）「**行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**」

## 住民基本台帳法関連

・本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、「住民票の除票」及び「戸籍の附票の除票」の保存期間を5年間から150年間へ延長できるよう政令改正。

豊丘村手数料条例の別表に除票を追加

- 住民票（除票）の写し、戸籍の附票（除票）謄本又は抄本交付手数料@¥300

除票の保存期間を5年から150年に改正した背景には、相続がされずに放置され、地主が死亡し除籍後5年が経過し、土地の所有関係が不明になり、固定資産税の課税や公共用地の整備のために借地、買入れ、登記が不可能になるケースや、海外転出者の増加が考えられる。

また、個人の住所の履歴を知ることにも利用できるようになる。

そもそも『住民票の除票』・『戸籍の附票の除票』とは 

## マイナンバー法関連

・デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を拡大・促進するため、「通知カード」と記載事項変更等の手続きを廃止するよう政令改正が行われました。従来の通知カードの再交付手続き料（¥500）を削除。

### 通知カードの廃止について

『マイナンバーカード』普及促進のため『通知カード』は令和2年5月25日に廃止され、今後のマイナンバーの通知は個人番号通知書を送付する方法になる。

手元の通知カードに現在記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できる。ただし総務省は「経過措置」としている。

今後のマイナンバーの通知は？

マイナンバーカードの運用と個人情報保護は？ 

この法案改正の先に見えるものは？